



～むずかしい相続税を **簡単** にわかってもらうためのレポート～

「この経済状況下で、今やれること」

要点

- すべてのものの**贈与の大チャンス！！**
- **不動産の売買で損がでたら**
- **21年度税制改正で入らなかったもの！**
- **贈与の基本**

私たちは、毎月、相続に興味のある方を対象に、**相伝** というレポートを出しています。

このレポートを読んでもらいたい方

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 争続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方



《発行》税理士法人 上坂会計 / 株式会社 ライフデザイン研究所

福井県福井市江守中 2 丁目 1312 番地

TEL : 0776-33-1117 FAX : 0776-36-8245

この経済状況下、**今**しかできないことがあります。

この数年が**チャンス**です。

今こそ、実行できる対策を**実行**しましょう。

1. 株式市場・不動産市場の急落。さあ～贈与・売買！！

日経平均が、8千円をいったりきたりしています。また、土地は、かなりの値下がりをしています。今こそ、贈与のタイミングです。

上場会社の株式をお持ちの方へ

息子さん(相続人)を株主にし、資産管理会社を創ります。そこに、上場会社の有価証券を売ってはどうでしょうか？

価格が半分になっている企業は、ざらにあります。うまくいけば、1/10になっている株式もあります。下がったことを嘆いているのではなく、自分の相続税を考えると、今、移すべきときです。

今なら、売値の10%の税金で、移動が可能です。相続税は最高税率50%です。

非上場会社の株式(自社株)をお持ちの方へ

これも、また、上場会社の株の影響を受けますので、かなり下がっているはず。自社株の株価に影響を与える項目は、

1. 上場会社の株価
2. 自社の配当金額
3. 自社の純資産の部の金額
4. 自社の利益額
5. 自社の保有資産の時価

といったものです。今は、1と5は確実に下がっています。もし、利益も出ないというのであれば、2と4も下がります。赤字ならば、3も下がります。

すべてが下がっているのです。

不動産をお持ちの方へ

不動産の価格も下がっています。不動産の場合は、土地であれば、分筆ということをしなればなりませんので、費用がかかりますが、それでも、相続税のことを考えると、今、やっておいたほうがいいのかと思います。

相続は日を選べませんが、贈与は日を選べます

相続は、死亡した日の価格、これは1つしか解答がありません。しかし、贈与は、1年間のうちで、日を選べます。つまり、価格の動向で、いつ贈与するかを決めればよいのです。

1949年あのロスチャイルド家パリ分家の当主が亡くなった日、一族が出資しているロイヤルダッチシェルや世界のダイヤモンドを握っている会社デ・ビアス等の大企業の株価が暴落しました。これらの株式は、死亡日の終値で評価されます。ロスチャイルドがどうしたかわかりますか？死亡日の未明に、世界中の一族保有の株式を売りに出したのです。相続での評価が、その日であるということを利用した例です。

だから、この株価が下がっている時期に、動かすとよいのです。

今は、経営のことで頭がいっぱいだということもよくわかるのですが、今こそ、相続対策・事業承継対策を実行すべき大チャンスだと思います。

損失と利益をプラス・マイナスできるものを利用しては??

上場会社の株式の売却損 と 非上場会社の株式の売却益 は、通算できます。

上場会社の株式の売却損 と 配当所得も 通算できます。

不動産の売却損 は 不動産の売却益と 通算できます。

上場会社の株式で損失を出しているなら、自社株を息子さん(相続人)に移し、利益を出して、それらをプラス・マイナスし、課税なしで、自社株を移すことが可能です。

Aさん	上場株式	10,000株	取得価額	1億	現在の時価	1,000万
	自社株式	200株	取得価額	1,000万	現在の時価	1億

この場合、上場株の損 $1,000万 - 1億 = -9,000万$

自社株の益 $1億 - 1,000万 = 9,000万$

この2つを、同じ年で売却すれば、Aさんは9,000万の益と9,000万の損をプラス・マイナスするので、課税はありません。

この株はまだ持っていたいのであれば、また買い戻しをすればよいですね。

2. 不動産の売買で損がでたら

不動産を売却した場合、益が出た場合には(売却金額から、取得したときの価額、売却に伴い支出した費用、といった経費相当分を控除した金額が多い場合)に対して、一定の税率をかけて税金を納めることになります。

つまり、買った時の価値よりも高く売れば譲渡所得として税金を支払うことになります。

田んぼや畑などの不動産を売却して損がでたら、皆さんはどうされますか？

たとえば、Aさんは、平成10年に2,500万円で購入した田を平成20年に2,000万円で売却(譲渡に伴う費用50万円)しました。

例えば、父親の定期預金が満期になり、200万円 子供へ贈与した場合はどのくらいの税金になるのでしょうか？

贈与税計算式 (200万円 - 110万円) × 10% = 90,000円

90,000円の贈与税はお金を受け取った子供さんが支払います。

それから、贈与は、あげた人ともらった人との契約ですので、いつ、何を、あげた、もらったということを証明する書類（贈与契約書）を作成しておくことが重要です。

親子間や夫婦間、お孫さんへの贈与であっても贈与契約書は作成しておきましょう。（ちなみにアメリカでは夫婦間の贈与は非課税です。お国が違くと制度も違ってきますね。）

5. 編集後記

～メンバー紹介～

石田 典子（いしだ のりこ） (株)ライフデザイン研究所 所属

私たち相続チームの中でも、柱になりつつあります。

普段は静かですが、とても芯が強く、女性でありながら、男性に負けない仕事ぶりです。ただいま、宅地建物取引主任者の資格取得を目指して猛勉強中。応援してくださいね。



～UCFイチオシ情報～

日本人に足りない投資教育を福井で学べます！

マネースクール <http://www.uesaka.ne.jp/LDL/k/skyu.html>

最近、銀行や郵便局などでも投資信託が販売されているので、今まであまり興味がなかった人にも、少し身近に感じられるようになったのではないのでしょうか？

しかし、知識もなく手を出すのは失敗のもと。

ぜひ、マネースクールでお金や投資に関する勉強をしてから始めてください。

【一般向け5月コース】

5月8日・22日・29日（金曜日 18:30～21:00）

3回で1セットのセミナーですので、できれば上記の日すべてにご参加ください。

お申込はホームページまたはお電話（0776-33-0366 山崎）でどうぞ。

このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、最寄りの税理士にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。